

監査報告書

2024年5月23日

学校法人常磐大学
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人常磐大学

監事 若山 実

私立学校法第 37 条第 3 項および学校法人常磐大学寄附行為第 15 条の規定に基づき、2023 年度（2023 年 4 月 1 日から 2024 年 3 月 31 日まで）における学校法人常磐大学の業務および財産の状況ならびに理事の業務執行の状況について監査を行いましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

理事会および評議員会に出席し、必要に応じて意見を述べたほか、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人（公認会計士・井上雅裕、公認会計士・前嶋仁一）と連携し、会計監査に関する説明および報告を受け、計算書類等について確認するなど、必要と思われる監査手続きを実施しました。

2. 監査の結果

学校法人常磐大学の業務に関する決定および執行ならびに理事の業務執行は適切であり、計算書類は、すなわち、資金収支計算書（資金収支内訳表、人件費支出内訳表、活動区分資金収支計算書を含む）、事業活動収支計算書（事業活動収支内訳表を含む）および貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表および基本金明細表を含む）ならびに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、学校法人の収支および財産の状況を正しく示しており、学校法人の業務もしくは財産または理事の業務執行に関し、不正の行為または法令もしくは学校法人常磐大学寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。

3. その他所見

ICT 教育の進展に伴い、遠隔授業（オンライン）や C-Learning（出席管理システム等）の導入など、迅速かつ適切に対応されたことは評価します。引き続き、各種対策の実施ならびに教育研究活動の維持と更なる充実に取り組まれることを望みます。

以上